

財務諸表の承認について

1 財務諸表の承認

- (1) 地方独立行政法人は、毎事業年度、「財務諸表」を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

【法第 34 条第 1 項】

- (2) 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、意見を述べることとする。(4) 財務諸表の承認に関する事【地方独立行政法人桑名市総合医療センター評価委員会条例第 2 条第 1 項第 4 号】

2 提出書類

- (1) 財務諸表
- ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 純資産変動計算書
 - ④ キャッシュ・フロー計算書
 - ⑤ 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - ⑥ 行政コスト計算書
 - ⑦ 附属明細書
- (2) 添付書類
- ① 決算報告書
 - ② 監査報告書
 - ③ 事業報告書

3 留意事項

- (1) 書類の確認（合規性の遵守）
- ① 財務諸表及び添付書類が、事業年度終了後 3 月以内に提出されているか
 - ② 必要な書類はすべて提出されているか
 - ③ 監事の監査報告書に財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか
- (2) 記載項目の精査（表示内容の適正性）
- ① 地方独立行政法人会計基準に照らして表示科目等、記載すべき項目について明らかな遺漏はないか
 - ② 合計等の基本的な計数に明らかな不整合はないか
 - ③ 書類相互間における数値の整合は取れているか

